

茨木市議会議員(無所属)



あびこ浩子



ゆめ・みらい通信



ようこそ茨木市議会へ

市議会ネット中継しています



6月議会が開催されています

コロナ補正予算が第2弾、第3弾に続き第4弾が提出



みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

緊急事態宣言が解除され、都道府県をまたぐ移動も可能になって週末を過ごしました。週末はお天気も良くなり、外出しやすい気候になりました。皆さんいかがお過ごしでしたでしょうか？これまで自粛で観光地や飲食店の皆さんはお客さんが戻って来られるのを首を長くして待っておられたと思います。とはいえすぐには生活が元通りにはならないでしょう。勤務形態がコロナを契機に変更された方もおられるでしょう。ようやく子ども達の学校生活も再開され、元気な声が戻ってきました。感染症対策を実施しながらの学校再開で、距離をとったり、給食時も前を向いてしゃべらないようにとの注意があったり。不便さは続いています。それでも、子どもたちが元気だとパワーもらえます！

6月議会が開会中です。コロナ補正予算第2弾を可決し、現在第3弾の議論が続いていおります。最終日の26日には第3弾が提出されます。国の補正予算を盛り込むためです。支援の手が少しでも早く皆さんのもとに届きますように議決後速やかな支給を求めています。

「特別定額給付金」(一人当たり10万円)の給付が遅いとお声をいただいています。既に振込されたと言っていただけでもおられますが、今の状況です。

申請数：118437件 (申請率 92% 6月15日現在)

支給済世帯：22668件 (支給率 19.2% 6月16日現在)

振込予定：6月17日 15955件、18日 5252件、22日 8158件

申請から4週間で支給されるということですが、このような状況ですので、いましばらくお待ちくださいませ。

【あびこ浩子プロフィール】

- ◆玉櫛小・南中卒業／1980大阪府立千里高校卒業／1984関西大学文学部卒業／2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了／大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆1984高槻市立第7中学校教諭／1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職／2000沢池幼稚園PTA会長／2002穂積小PTA会長／2006茨木市PTA協議会会長／2004NPO法人Chacha-House代表理事/2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長／2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事／2011穂積地区自主防災会会長／2012穂積地区福祉委員会副委員長
- ◆2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選／2009・1選挙2期目当選／2013・1選挙3期目当選／2017・1選挙4期目当選
- ◆穂積地区 在住

あびこ浩子連絡先

電話・FAX 072(655)8460(留守時はメッセージをお願いいたします。)

Email: contact@hiroko-abiko.jp
茨木市紫明園10-74-405

HP: http://www.hiroko-abiko.jp

FACEBOOKページ

「あびこ浩子(茨木市議会議員)」

「あびこ浩子 茨木ゆめ・みらい工房」

Twitter @abiko_h(あびこ浩子(茨木市議会議員))



お互いさまと思える茨木に！
生活者の視点を政治に！



【事業者の皆さまへ】家賃減額協力補助金の受付について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けた小規模事業者等が営む店舗の家賃負担軽減を図るため、家賃を一定割合で減額する貸主に対して、減額賃料の一部を補助する制度です。

次の1から4の全てに該当する方です。

1. 茨木市内の対象となる店舗(下記参照)に係る家賃を減額(注1)していること
2. 市税を滞納していないこと、又は滞納解消に取り組んでいること
3. 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと
4. 暴力団の統制下にある事業者ではないこと

注1・・・減額は、令和2年7月分を含む連続した3か月の家賃減額合計額が、減額前の3か月の家賃相当額の2分の1以上である必要があります。なお、対象となる家賃には、共益費・消費税は含まれません。

【補助率】減額した家賃合計額(3か月分)の2/3です。ただし、1店舗あたり最大20万円、1貸主(オーナー)あたり最大200万円です

【申請期間】令和2年11月30日(月曜日)まで(郵送の場合当日消印有効)

【対象店舗】茨木市内に所在し、来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設です。オフィスや倉庫、作業所等は対象外となります。また、対象となる店舗は、次の1から3の要件を全て満たす方が経営するものでなければなりません。

1. 小規模事業者等であること。ただし、みなし大企業はのぞきます。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例(平成24年茨木市条例第31号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
3. 市税を滞納していないこと、又は滞納解消に取り組んでいること。※経営者と貸主が3親等以内の親族であったり、親子会社である場合も、対象外となります。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

【支給対象者】茨木市が支給する令和2年4月分(対象児童が4月から新高校1年生となっている場合等は3月分)の児童手当を受給している方

※特例給付の方(所得が制限限度額以上であって児童1人当たり月額5,000円を受給している方)は支給対象者になりません。

【支給額】対象児童1人につき10,000円

【対象児童】平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、令和2年4月分(4月から新高校1年生となっている場合等は3月分)の児童手当の対象となる児童

※児童養護施設等入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給します

【支給方法】令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

【振込予定日】対象の方には、令和2年6月16日(火曜日)から順次本給付金を支給します。

【申請方法】茨木市から児童手当を受給している方は、申請は不要です。(公務員を除く)

※公務員の方は、所属庁から配布される申請書に必要な事項を記載のうえ、所属庁の証明を受け、令和2年3月31日時点で住民票のある市町村に申請(原則郵送)することとなります。

緊急事態宣言がようやく解除されました。「毎週火曜日・木曜日の朝はR茨木駅西口下、水曜日の朝は南茨木駅、金曜日の朝は阪急茨木市駅東口南側」にてご挨拶と週刊通信の配布を再開しました。しかしながら、まだまだ感染予防に気をつけねばなりません。状況を見ながらご挨拶させていただこうと思っております。

